

共謀罪 「合意」を処罰

参院委 仁比氏追及に法相認める

しんぶん赤旗 2017年3月9日(木)

金田勝年法相は8日の参院予算委員会で、政府が「テロ等準備罪」と呼ぶ「共謀罪」法案について「法案が処罰対象とするのは合意だ」との日本共産党の仁比聡平議員の指摘に対し「準備行為を伴う形で合意を処罰することは事実だ」と述べました。「共謀罪」法案が「合意」を処罰するものであることを法相が初めて認めたものです。

同法案を、「合意に加えて準備行為があつて初めて処罰するもの」で「従来の共謀罪とは別物だ」としてきた政府の説明はごまかしで、その本質が合意＝内心の処罰にあることが大臣答弁によって明確になりました。

さらに、この日の仁比氏の質問で、「合意」と「準備行為」に何が該当するかは警察の判断次第であることも浮き彫りになりました。

金田法相は「合意」について、コミュニケーションツール（意思疎通の手段）は問わず、メールやライン（無料通信アプリ）でも成立するとの見解を示しています。これについて仁比氏は「ラインの『既読スルー』（開封し読んだメッセージに返信せず、放置すること）でも『合意』に当たるのではないかと」ただしました。

金田法相は「捜査の上で、慎重に慎重を期して対応する」として、判断するのは捜査機関だと認めました。

仁比氏は、「準備行為」の例に「下見」が示されていることに関連し、「犯罪の下見と散歩の違いは何か」と追及。金田法相は「目的だ」と答えました。

仁比氏は、二つの行為は外見に違いがなく、内心で区別するしかないことから、警察が行為の目的を疑うことになる」と強調。「庭先の桜をのぞき込んだら、警察官から職務質問を受けるといような息苦しい社会になってしまう」と指摘し、「憲法が厳しく要求する罪刑法定主義を根本から覆すものだ。法案の閣議決定・国会提出などありえない」と主張しました。

金田法相、テロの定義できず

衆院委 藤野議員追及で鮮明

しんぶん赤旗 2017年3月9日(木)

安倍政権が「テロ等準備罪」と言い換えて提出を狙う「共謀罪」法案の「テロ」の定義をめぐり、8日の衆院法務委員会で、過去の政府答弁とも法律上の定義とも異なる答弁が金田勝年法相から続出しています。

安倍政権は、国際組織犯罪防止条約（TOC）を批准しなければテロに対応できないとし、そのためには国内で共謀罪を整備する必要があると主張しています。ところが、法案原案には「テロ」の文言がなく、批判を受けて慌てて「テロ」の文言を法文に挿入しました。

日本共産党の藤野保史議員は、宗教や政治団体が「純粋な精神的な利益のみを目的として犯罪を行う場合」（テロ）はT O C条約が定める組織的犯罪集団に当たらないとした2005年の南野知恵子法相（当時）の答弁を紹介。同条約はテロをわざわざ対象から除外したものだただしました。金田法相も「当時の理解とわたしの理解との間で違いはない」と述べざるを得ませんでした。

一方で、金田法相は2月17日の藤野氏の質疑では「純粋に精神的な利益」だけを目的にテロが行われることは想定しがたいなどと、テロの範囲を広げるかのように、05年の南野法相の答弁とは異なる見解を示していました。

藤野氏はさらに、秘密保護法がテロについて「政治上その他の主義主張に基づき」行われる活動と定義していることを指摘しました。その上で、民進党の逢坂誠二議員の質問に対して金田法相がテロの定義として「特定の主義主張に基づいて」行われる活動などと「政治上その他の主義主張」を「特定の」と言い換え、秘密保護法と異なる答弁をしていたことも示し、「どれが大臣の見解なのか」と迫りました。

金田法相は「(テロには) 現実に想定されるものとそうでないものがある」などと発言。藤野氏は、時の政権によっていくらかでも処罰対象を広げることが可能になると批判しました。

ストップ共謀罪

大垣署市民監視事件 私の声、警察は圧殺

県側は公安の実態隠し

しんぶん赤旗 2017年3月9日(木)

「共謀罪」の先取り「大垣警察市民監視事件」の国家賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が8日、岐阜地裁（武藤真紀子裁判長）で開かれました。4人の原告は「なぜ私が監視され、企業に私の情報が流されるのか。これを認めれば、国民の声、行為が圧殺される」と、警察による市民監視の理不尽さを訴えました。

岐阜地裁 弁論で原告

被告の岐阜県は争う構えです。しかも「今後の情報収集活動に支障が生じる」などとして、原告4人を監視したことを認めもせず否定もしませんでした。

こうした県の姿勢について、原告側の小林明人弁護士が「公安警察の実態を明らかにしないという態度を許せば裁判は成り立たない。『警察は治外法権です』と言っているのに等しい」と批判。裁判長の訴訟指揮で、認否を明らかにさせるよう求めました。

原告の1人、三輪唯夫さんが意見陳述。「収集した私の個人情報を一民間企業に教え、反対運動の芽をつませ、地区から孤立させることに加担し、生活を守ろうとした私の行動を『反社会的な過激な行動』と企業に間違えて伝え、企業を洗脳した」と、大垣署の一連の行動を糾弾しました。

三輪さんは「今回の裁判は、声を上げることの大切さ『もの言う自由』を取り戻すための裁判だ」と強調しました。

原告側弁護団長の山田秀樹弁護士が監視の違法性について4点（(1)市民運動への意図的な抑圧(2)「不偏不党かつ公平中正」を定めた警察法2条2項に反する(3)法的な根拠がない(4)「公共の安全と秩序の維持」にあたらぬ）をあげました。

共謀罪許さない 集会でアピール

裁判後の報告集会には、傍聴者や支援者ら約140人が参加しました。

参加者からは、安倍内閣が法案の国会提出を狙う共謀罪に言及する発言が相次ぎました。

山田弁護団長は「共謀罪の眼目は、警察権限の拡大によって市民運動つぶしができるところだ。その先取りが大垣警察市民監視事件。風力発電の勉強会が『治安をみだす行為』とされ、原告4人が『組織犯罪集団』になるだろうとマークされていた」と指摘しました。

原告の船田伸子さんは「監視されたことがわかり、人の目を気にする自分がいる。人を信頼して本音を打ち明けられなくなる監視の怖さ、共謀罪の怖さがある」と語りました。

集会では、共謀罪法案の国会提出に反対するアピールを採択しました。

大垣警察市民監視事件 中部電力の子会社が計画する風力発電所に反対する三輪唯夫さんと住職の松島勢至さんが地元で勉強会を開いたことを機に、岐阜県警大垣署の警備課課長らが子会社に三輪さんらの個人情報を伝え、住民運動つぶしの相談をしていた事件。相談は2013年8月から14年6月にかけて4回行われ、運動と無関係だった近藤ゆり子さんと船田伸子さんも“メンバー”として、大垣署が2人の情報も提供していました。子会社作成の議事録で相談の内容が14年に報道で明るみに出ました。

共謀罪つくらせない

国会内 百人委員会結成集会

しんぶん赤旗 2017年3月8日(水)

「テロ等準備罪」を阻止しようと、共謀罪創設反対百人委員会結成集会が7日、国会内で開かれ、約200人が参加しました。東京弁護士会の山下幸夫弁護士ら書籍『「共謀罪」なんていない?!』の著者たちが中心になって、研究者、ジャーナリスト、弁護士をはじめ幅広い個人に参加を呼びかけたもの。

集会では、呼びかけ人の一人、足立昌勝関東学院大学名誉教授が百人委員会結成の経過と法案の問題点を説明。「犯罪行為ではなく考えていることを処罰の対象にしようというもの。何としても成立阻止を」と訴えました。

「一般市民が相互に監視しあう社会になってしまう」など参加者がそれぞれの立場から共謀罪の問題点をのべ、閣議決定を阻止するとともに、法案が国会に上程された場合にも

全力で成立を阻もうと決意を固めあいました。

当面の行動提起と「共謀罪＝現代の治安維持法。さまざまな立場から共謀罪の危険性を広く市民に訴え、反対する世論を大きく広げて、その成立阻止に全力を挙げます」とする声明を採択しました。

野党各会派の国会議員が参加。日本共産党から山添拓参院議員がかけつけ、「国家権力によっていつでもどこでも誰でも監視の対象になる。法案提出させずに断念させましょう」とあいさつしました。

共謀罪 「10日閣議決定」先送り 強まる批判、与党内にも疑義

しんぶん赤旗 2017年3月8日(水)

自民党は7日の政調審議会で「共謀罪」法案の審査を見送りました。同法案への対応について党内手続きを「慎重」に進めている公明党に配慮したものです。与党の了承は10日以降にずれ込むことになり、政府が目指した10日の閣議決定は先送りされる見通しとなりました。

政府・与党は当初、7日の自民党政審と与党政策責任者会議で「共謀罪」法案を了承し、10日に閣議決定して国会に提出する段取りを描いていました。政府が法案の目的を「テロ対策強化」としながら条文に「テロ」の文言を盛り込まなかったことなどに対し、「テロ対策は口実にすぎない」と国民の批判が強まっています。与党内からも法案への疑義が出ており、政府は条文「修正」を迫られるなど混迷しています。

解説

「テロ対策」口実崩れ／批判広がり混迷

「共謀罪」法案をめぐる政府・与党内の混迷は自業自得のジレンマといえます。

もともと政府は、2003年に国会承認された国際組織犯罪防止条約の国内法化だとして「共謀罪」の必要性を主張してきました。

他方で安倍政権は東京オリンピック・パラリンピック（2020年）での「テロ対策」として「共謀罪」の体系整備が必要だと強調し、「テロ等準備罪」として「従来の共謀罪とは全く別物」などと宣伝してきました。

しかし、国際組織犯罪防止条約は本来、マフィアや暴力団による麻薬密売や人身売買などの経済犯罪対策のためのものです。「テロ」とは重ならない条約のため、「共謀罪」法案のなかに「テロ対策」を明記することができなくなりました。こうしたことは自民党内でも、いわば当たり前のことと暗黙に“自覚”されています。

ところが「テロ対策」という「宣伝」と矛盾をきたすなか、「テロ対策は口実にすぎない」との批判が広がりました。これに対し、慌てて「テロリズム集団」の文言を法文に挿入す

るなどの動きになっていますが、関係者の間では“茶番”と認識されているのです。

「森友」疑惑で国民の怒りが強まり、安倍政権と自民党への批判が強まっています。さらに豊洲市場問題で厳しい批判を浴びて夏の都議選に危機感を強める自民、公明両党には、「共謀罪」法案の扱いに慎重姿勢を示すことで、何とか批判をかわそうとの思惑もあります。

(中祖寅一)

(法務省HP)

組織的な犯罪の共謀罪に関するQ & A

過去の国会提出法律案（平成10年3月から平成20年3月までに提出されたもの）>

これは、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案により新設されることとなる組織的な犯罪の共謀罪に関するものです。

Q1 なぜ、今、組織的な犯罪の共謀罪を新設するのですか。

平成12年11月、国連総会で、一層効果的に国際的な組織犯罪を防止し、及びこれと戦うための協力を促進することを目的とする「国際組織犯罪防止条約」が採択されました。この条約は、昨年9月に発効しており、我が国としても、早期に加入することが重要です。

この条約は、国際組織犯罪対策上、共謀罪などの犯罪化（注）を条約加入の条件としています。しかし、我が国の現行法上の罰則には組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為を処罰する罪がないので、「組織的な犯罪の共謀罪」を新設する必要があるのです。

（注）その他、マネーロンダリング罪、司法妨害罪等の犯罪化等が義務付けられており、今回、現行法では足りない罪の新設等の法整備も行います。

Q2 組織的な犯罪の共謀罪の新設によって、何か良いことがあるのですか。

「組織的な犯罪の共謀罪」の新設によって、国際組織犯罪防止条約に加入することが可能となり、一層強化された国際協力の下で我が国を国際組織犯罪から守ることができるようになります。

また、国内で現実に発生している組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪について、これまで、例えば共謀に参加した者が自首した場合など確実な証拠が入手された場合であっても、実際に犯罪が実行されなければ検挙・処罰することができませんでした。共謀段階での検挙・処罰が可能となり、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪から国民をより良く守ることができるようになります。

Q3 どのような行為が、組織的な犯罪の共謀罪に当たるのですか。一般国民にとって危険なものではないですか。

「組織的な犯罪の共謀罪」には、以下のような厳格な要件が付され、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰するこ

ととされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たることはあり得ません。

すなわち、新設する「組織的な犯罪の共謀罪」では、第一に、対象犯罪が、死刑、無期又は長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる重大な犯罪に限定されています（したがって、例えば、殺人罪、強盗罪、監禁罪等の共謀は対象になりますが、暴行罪、脅迫罪等の共謀では、本罪は成立しません）。

第二に、(1)団体の活動として犯罪実行のための組織により行うことを共謀した場合、又は(2)団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行うことを共謀した場合に限り処罰するという厳格な組織犯罪の要件（注）が課されています（したがって、例えば、団体の活動や縄張りとは無関係に、個人的に同僚や友人と犯罪実行を合意しても、本罪は成立しません）。

第三に、処罰される「共謀」は、特定の犯罪が実行される危険性のある合意が成立した場合を意味しています（したがって、単に漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度では、本罪は成立しません）。

（注）組織的犯罪処罰法における組織的な殺人等の加重処罰の場合と同じ要件であり、実際の組織的犯罪処罰法の組織的な殺人等の適用事例も、(1)暴力団構成員等による組織的な殺傷事犯、賭博事犯、(2)悪徳商法のような組織的詐欺事犯及び(3)暴力団の縄張り獲得、維持のための業務妨害、恐喝事犯等に限定されています。

Q 4 共謀罪が設けられると、通信や室内会話の盗聴、スパイによる情報取得などの捜査権限が拡大され、国民生活が広く監視される社会になってしまうのではないですか。

「組織的な犯罪の共謀罪」には、厳格な要件が付され、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、悪徳商法のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰することとされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が本罪に当たることはあり得ません。

また、組織的な犯罪の共謀罪の新設に際して、新たな捜査手段を導入するものではありません。したがって、他の犯罪と同様に、法令により許容された範囲内で捜査を尽くして適正な処罰を実現することで、国民の生命、身体、財産を組織犯罪から保護することとなります。

Q 5 国際組織犯罪防止条約に基づく法整備なのですから、組織的な犯罪の共謀罪の対象を国際的な犯罪に限定すべきではないのですか。

国際組織犯罪防止条約は、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の促進を目的としています。したがって、組織犯罪に効果的に対処するため、各締約国が共謀罪を犯罪とするに当たっては、国際的な性質とは関係なく定めなければならないと規定しており、このような国際性を要件とすることはできません。

実際問題としても、例えば、暴力団による国内での組織的な殺傷事犯の共謀が行われた場合など、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪から国民を守る必要が高いものについては、国際的な性質を有しないからとの理由で処罰できないというのは、おかしな話です。

